

岐阜県公報

号外 (七) 平成二十三年 四月 一日

目次

告示

自作農創設特別措置法に基づく代位申告並びに登録嘱託に専用の知事印を指定に関する告示の一部改正 (農村振興課)	ページ
農地転用許可書等を使用する知事職務代理者印の指定に関する告示の一部改正 (同)	一
土地改良法に基づく換地処分通知に使用する岐阜県知事印の指定に関する告示の一部改正 (同)	一
農地転用許可書等を使用する知事印の改刻に関する告示の一部改正 (同)	二

告示

岐阜県告示第二百三十一号

自作農創設特別措置法に基づく代位申告並びに登録嘱託に専用の知事印を指定に関する告示(昭和二十四年岐阜県告示第百三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県農政部農業振興課長」を「岐阜県農政部農村振興課長」に改める。

岐阜県告示第二百三十二号

農地転用許可書等を使用する知事職務代理者印の指定に関する告示(昭和五十一年岐阜県告示第七百九十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県農政部農業振興課長」を「岐阜県農政部農村振興課長」に改める。

岐阜県告示第二百三十二号の二

土地改良法に基づく換地処分通知に使用する岐阜県知事印の指定に関する告示(昭和五十三年岐阜県告示第七百五十九号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日

日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県農政部農地計画課長」を「岐阜県農政部農地整備課長」に改める。

岐阜県告示第二百三十三号

農地転用許可書等に使用する知事印の改刻に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県農政部農業振興課長」を「岐阜県農政部農村振興課長」に改める。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター